

まん延防止等重点措置 への移行に伴い

全飲食店への時短要請が継続されます

現在、宮城県全域に発出されていた新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が解除され、**9月13日(月)から9月30日(木)**までの期間、まん延防止等重点措置に移行します。

この期間、仙台市以外の飲食店にも営業時間と酒類提供の時短要請が出ており、要請に協力すれば、下表の協力金が支給されます。

なお、宮城県が実施している、「選ぶ！選ばれる！！みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店は要請の対象外となり、通常営業を行うことができます。

【要請の内容（協力金受給の要件）】

- ◎午前5時から午後8時までの時間短縮営業
- ◎「新型コロナウイルス対策実施中ポスター」の取得及び掲示

※酒類の提供は午前11時から午後7時までに限る

※従前より午前5時から午後8時までの範囲内で営業している店舗は要請対象外

※前述の認証店は要請の対象外ですが、営業時間短縮要請に協力した場合は協力金の支給対象となります。

【協力金の支給額】

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～83,333円	83,334～250,000円	250,001円～
中小企業者 ※Aまたは Bのいずれかを選択可	A <u>売上高方式</u>	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	B <u>売上高減少額方式</u>	売上高減少額×0.4/日 ※前年度又は前々年度の売上高の3割又は20万円の低い方が上限		
大企業(<u>売上高減少額方式</u>)		売上高減少額×0.4/日 ※前年度又は前々年度の売上高の3割又は20万円の低い方が上限		

※協力金の支給額は、1施設あたり1日単価×18日間

※売上高の算出は消費税抜き金額になります。確定申告書や売上台帳が税込みで記載されている場合は、税抜き金額がわかる資料が必要になります。

地域の「がんばる」経営を応援します！ **利府松島商工会**

利府事務所：〒981-0104 宮城郡利府町中央2丁目8番3号 TEL：022-356-2124 FAX：022-356-6088

松島事務所：〒981-0215 宮城郡松島町高城字浜1番27号 TEL：022-354-3422 FAX：022-354-4054